

令和3年度春の政策協議〔個別協議〕

協議資料

4月20日【子ども・福祉部】

	協議項目名	頁
1	ひきこもりなど生きづらさを抱える方への支援	P 1
2	支援が必要な子どもたちへの対応	P 6

※ 新型コロナウイルス感染症関係は、それぞれの項目に含めて協議

協議項目	ひきこもりなど生きづらさを抱える方への支援	部局名	子ども・福祉部
関連施策	施策131 地域福祉の推進		

- ひきこもりなど生きづらさを抱える方については、不登校や障がい、進学や就労の失敗等さまざまな事情や要因が重なり、制度の狭間で社会から孤立し、いわゆる「8050問題」に代表されるように、複雑化・複合化した課題を抱えている実態があります。
- 特に大きな社会問題となっているひきこもりは、当事者やその家族の実態や支援ニーズ等が十分に把握できておらず、従来の福祉施策による支援のみでは対応が困難な状況にあります。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動への影響により、これまで以上に深刻な地域課題に発展する可能性があることから、誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ひきこもり支援に積極的に取り組んでいく必要があります。

1. 新型コロナウイルス感染症関係（経営方針【抜粋】）

（4）安全・安心な暮らしの再構築

- ・生活に困窮する方に寄り添った支援を行うため、相談支援員の増員やオンラインでの面談等による自立相談支援機関の支援体制の強化を図るとともに、住まいを失うおそれのある方に対して住居確保給付金を支給します。（P. 18）
- ・生活福祉資金の特例貸付制度を利用した方が安心して暮らせるよう、償還やそれに伴う相談など必要な支援を行う市町社会福祉協議会等の体制の充実を支援します。（P. 18）

2. 第三次行動計画の再加速に向けた重要な取組（施策MS【抜粋】）

【これまでの取組・課題】

（市町地域福祉計画の策定促進）

- ・市町における地域福祉計画の策定や包括的な支援体制の整備に向けて、地域課題に係る意見交換や情報共有を図るため、全ての市町および市町社会福祉協議会を対象とした地域別意見交換会を6地域で実施するとともに、18市町に対して個別訪問を行いました。今後とも計画策定に向けた市町への働きかけや策定支援を行っていく必要があります。（P. 23 ①）

（市町の重層的支援体制整備の促進）

- ・市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、相談支援包括化推進員等の人材養成に取り組み、重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組を支援しました。養成研修の中で実施した包括的支援体制整備に係る県内モデル事業の実践報告・意見交換会では、取組を検討している市町から、このような研修を継続してほしいという声もあるため、今後ともニーズを的確に捉え、市町における円滑な実施を支援していく必要があります。（P. 23 ⑥）

（民生委員が活動しやすい環境づくり）

- ・ 地域の民生委員・児童委員の活動については、地域住民の抱えるさまざまな課題への対応に加え、コロナ禍での活動により負担感や困難さが増しているため、その組織活動などを支援しました。今後とも生きづらさを抱える方等に対して、民生委員・児童委員がより効率的に相談支援活動を行えるよう、活動しやすい環境づくりを進めていく必要があります。 (P. 23 ⑦)

（ひきこもり支援体制の強化）

- ・ ひきこもりが大きな社会問題となる中、ひきこもり対策に係る府内の横断的な連携および情報共有を図るため、11月に関係部局で構成する府内検討会議を設置しました。また、県内におけるひきこもりの現状を把握するため、自立相談支援機関に対するアンケート調査を実施し、その一端を掴むことができました。しかし、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への影響により、ひきこもりがこれまで以上に深刻な地域課題に発展する可能性があるため、産官学民が分野を超えて連携し、市町への側面支援と専門的支援を連動させ、地域における支援体制づくりを進めていく必要があります。 また、ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりの方や家族への専門相談や家族教室・家族のつどいを実施するとともに、ひきこもり支援者スキルアップ研修やひきこもり支援ネットワーク会議を開催し、支援の強化に取り組みました。今後、精神保健に係る専門的支援の充実を図るため、ひきこもり地域支援センターのさらなる機能強化が必要です。 (P. 24 ⑧)

（自殺対策）

- ・ 関係機関・団体等と連携しながら、「第3次三重県自殺対策行動計画」に基づく取組を進めるとともに、市町自殺対策計画の取組の推進に向け、市町担当者の人材育成等に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、心身の健康問題、経済・生活問題等が重なり自殺リスクが高まっている状況をふまえ、新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア相談窓口を新たに開設するとともに、自殺予防電話相談の対応時間を拡充するなど相談体制の強化を図りました。引き続き、計画的な自殺対策の推進が必要です。 (P. 24 ⑨)

（生活困窮者等への支援）

- ・ 生活保護受給者への支援が適切に行われるよう、福祉事務所に対して事務監査を実施するとともに、生活保護受給者の自立に向けて、ハローワーク等と連携して就労支援や健康管理支援事業による日常生活支援に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、県所管の自立相談支援機関「三重県生活相談支援センター」において、生活に困窮する方からの相談が増加（新規相談件数465件（2月末時点）：前年度比約4.5倍）したことから、相談支援員を1名増員するなど相談体制を強化し、生活困窮者自立支援法に基づく取組による支援や生活福祉資金の貸付、食料支援等の必要なサービスにつなげるなど、相談者の自立支援を行いました。さらに、ひきこもりなど生きづらさを抱える方等に対して関係機関と連携し、アウトリーチ支援員の訪問による相談支援に取り組みました。今後とも相談者に寄り添った支援を継続するとともに、適切な支援を行っていく必要があります。 (P. 24 ⑩)

【取組方向】

（地域福祉支援計画に基づく取組の推進）

- 市町における地域福祉計画の策定を促進するとともに、「三重県地域福祉支援計画」に基づき、地域における支え合い体制や暮らしを支える取組の推進を図り、市町における包括的な支援体制づくりを支援します。また、地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりや、判断能力に不安のある高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、日常生活自立支援事業などの取組を、市町と連携しながら進めます。（P. 25 ①）

➤ 地域福祉推進啓発事業（予算額：406千円）

福祉に対する理解を深めるとともに、「三重県地域福祉支援計画」に基づく取組の進行管理を行います。

➤ 民生委員活動支援事業（予算額：282,958千円）

地域住民や要援護者等に対して相談・支援等を行う民生委員・児童委員の活動を支援するため、活動費の支給や民生委員・児童委員協議会の活動支援、必要な知識等の習得のための研修を実施します。

➤ 日常生活自立支援事業（予算額：175,478千円）

判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障がい者等の日常生活を支援するため、福祉サービスの利用援助等を行う三重県社会福祉協議会の活動を支援します。

（市町の包括的な支援体制整備の促進）

- 高齢者、障がい者、生活困窮者、ひきこもりなど生きづらさを抱える方等が社会から孤立することなく、地域において自分らしく生活し続けられるよう、相談支援包括化推進員等の人材の養成など、市町と連携して包括的な支援体制の整備を進めます。（P. 25 ⑥）

➤ 相談支援包括化推進員等養成事業（予算額：4,001千円）

市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う相談支援包括化推進員等の人材養成を行います。

（民生委員の活動しやすい環境づくり）

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生きづらさを抱える方の増加が懸念される中、ICT等を活用し民生委員・児童委員がより効率的に支援活動を行えるよう取り組みます。（P. 25 ⑦）

➤ 生きづらさを抱える方の相談支援強化ICT推進事業（予算額：9,998千円）

生きづらさを抱える方などに対して、民生委員・児童委員がより効率的に相談支援活動を行えるよう、モデル地区においてICT等を活用したシステムづくりに取り組みます。

(ひきこもり支援体制の強化)

- ・ひきこもりが大きな社会問題となる中、総合的な支援を推進するため、民生委員・児童委員に対するひきこもりのアンケート調査や新たに設置する外部有識者を含めた検討委員会での議論をふまえ、ひきこもり支援に特化した新たな計画を策定します。また、府内の組織体制を強化し、市町における多職種連携に向けた体制づくりや相談支援体制の充実、社会参加・就労支援の充実に向けた取組を進めます。さらに、ひきこもり地域支援センターに支援員を設置し、より一層、訪問支援や人材育成の取組を推進するとともに、市町等との連携強化を図り、ひきこもりの方や家族が身近な地域で支援が受けられるよう体制構築を進めます。

(P. 26 ⑧)

➤ひきこもり対策推進事業（予算額：7,573千円）

ひきこもりが大きな社会問題となる中、総合的な支援を推進するため、ひきこもりの実態調査や新たに設置する外部有識者等による検討委員会での議論もふまえ、ひきこもり支援に特化した新たな計画を策定します。

➤こころの健康センター指導事業（予算額：4,455千円）

ひきこもり地域支援センターにおいて、本人や家族への専門相談や家族教室を開催するとともに、関係機関と連携してひきこもりの方への訪問支援の強化を図ります。また、市町職員等の人材育成やひきこもりサポーターの養成、市町と民間団体・家族会等との連携強化に取り組みます。

(自殺対策)

- ・関係機関・団体等と連携し、支援者等の人材育成やうつ・自殺等のこころの健康問題に関する正しい知識の啓発に取り組むなど、計画的に自殺対策を推進します。また、各市町の実情に応じた自殺対策が実施されるよう、市町担当者の人材育成等に取り組みます。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、人のつながりが希薄になった方が悩みや不安を抱えたときに相談することができるよう、ICTの活用により相談窓口を案内するとともに、若者にとってより身近なツールであるSNSを活用した相談体制を整備します。加えて、若者の視点を反映した効果的な自殺対策に取り組みます。(P. 26 ⑨)

➤地域自殺対策緊急強化事業（予算額：76,978千円）

自殺対策を推進するため、「第3次三重県自殺対策行動計画」に基づき、こころの健康問題に対する正しい知識の普及や人材育成に取り組むとともに、関係機関・団体と連携し、各課題の解決に向けた取組を行います。また、インターネット検索連動型広告を活用した相談窓口の案内を実施するとともに、若者を重点的な対象として、SNSを活用した相談体制の整備など効果的な自殺対策に取り組みます。

(生活困窮者等への支援)

- 「三重県生活相談支援センター」において、引き続き丁寧な相談支援を行うとともに、増加する外国人からの相談に対応するため、タブレット端末によるビデオ通訳等を活用します。また、ひきこもりなど生きづらさを抱える方に対しては、関係機関との連携を強化し、アウトリーチ手法等を用いた自立支援を促進します。さらに、市町における自立相談支援体制の機能強化を支援するとともに、自立相談支援機関の支援員等の資質向上研修や取組事例などの情報提供を行います。（P. 26 ⑩）

>生活福祉資金貸付事業補助金（予算額：86,518千円）

低所得世帯等の経済的自立や生活意欲の助長のため、三重県社会福祉協議会が実施する資金の貸付や必要な相談支援など、生活福祉資金貸付制度の運営を支援します。また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活福祉資金の特例貸付制度を利用した世帯に対し、償還やそれに伴う相談など必要な支援を行う市町社会福祉協議会等の体制の充実を支援します。

>生活困窮者自立支援事業（予算額：60,516千円）

さまざまな課題を抱えた生活困窮者の相談に適切に応じ、自立に向けた支援に取り組むため、「三重県生活相談支援センター」内に相談支援員やアウトリーチ支援員等を配置します。また、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、生活困窮者への支援のため、住居を喪失した方などに対して住居確保給付金を給付するとともに、自立相談支援体制の機能強化などに取り組む市町等を支援します。さらに、感染防止対策として、タブレット端末を用いた非対面方式による面談が可能となる環境の整備や、増加する外国人からの相談に的確に対応するためのオンライン通訳サービスを導入します。

3. 主な取組のスケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生きづらさ			モデル地区等 との調整		実証実験・モデル地区モニタリング							
引きこもり			システム構築									事業検証等
以上外記			ひきこもり実態調査	ひきこもり周知・啓発								計画公表
					検討委員会開催・計画案作成							
						事業実施						

協 議 項 目	支援が必要な子どもたちへの対応	部局名	子ども・福祉部
関連 施 策	施策 133：児童虐待の防止と社会的養育の推進 施策 233：子育て支援と幼児教育・保育の推進		

- 児童虐待や子どもの貧困への社会的関心が高まる中、地域社会全体での児童虐待防止に向けた取組や子どもたちが生まれ育った環境に関わらず健やかに育つことができる環境づくりに取り組んできました。
- そのような中、新型コロナウイルス感染症の影響により、支援が必要な子どもたちの増加や問題の深刻化が懸念されているため、虐待が重篤化するリスクの高い児童への見守りや対応の強化、「子どもを支える居場所」づくりの推進など、次代を担う子どもたちへの支援に取り組む必要があります。

1. 新型コロナウイルス感染症関係（経営方針【抜粋】）

（1）県民の命を守り抜く感染拡大の防止

- ・保護者が新型コロナに感染し、親族等の養育者が不在の場合に、支援が必要な児童を一時保護するため、宿泊施設を借り上げます。（P. 14）

（5）分断と転轢からの脱却

- ・新型コロナの影響に伴うストレスや収入減等による不安から、DV や予期しない妊娠、性暴力等の増加が懸念されている中で、若者層をはじめ誰もが相談しやすい環境において適切な支援を受けられるよう、DV・妊娠 SOS・性暴力の3分野を一括して相談できる窓口として、SNS 等を活用した相談体制により、きめ細かな支援を行います。（P. 21）

2. 第三次行動計画の再加速に向けた重要な取組（施策MS【抜粋】）

【これまでの取組・課題】

（児童虐待対応の強化）

- ・児童虐待相談対応件数が増加する中、児童相談所の対応力の強化のため令和2年7月から県内全ての児童相談所でAIを活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始しました。児童虐待防止法の改正に伴い、介入と支援を分離するため、北勢児童相談所においては当番体制を導入し、他の児童相談所においては、組織を分化せず柔軟に対応しましたが、児童相談センターの支援体制も含めて検証・見直しが必要です。また、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について、令和4年度目標を前倒しして実施することが求められているため、専門職の増員をより一層進める必要があります。（P. 28 ①）

（子どもの見守り強化）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まったことを契機として国において策定された「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、要保護児童対策地域協議会が中心となって様々な関係機関に協力を求め、見守りを行いました。また、同協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（9市町13回）や児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（4市町14回）を行いました。今後も各市町の実情に応じた的確な支援を継続する必要があります。（P. 28 ③）

（子どもの居場所づくりの促進）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で運営基盤がぜい弱な子ども食堂などが休止するなか、減収による生活困窮などにより食事が満足にとれない子どもや家庭に対し、民間団体等と連携し、食料配布などを行う取組に対して「食を通じた子育て・支え愛事業補助金」を創設し、支援しました（25団体）。また、安心して過ごせる場として居場所づくりを推進する民間の取組に対して「子どもの居場所づくり補助金」を創設し、支援を行いました（18団体）。今後は、課題を抱える子育て家庭がさまざまな支援につながることができるよう地域資源を活用し、支援を必要としている人が気軽に参加できる子どもの居場所づくりを進める必要があります。（P. 33 ⑧）

（市町等と連携した子どもの貧困対策）

- ・ 「第二期三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、教育の支援、生活の支援など関係機関と連携し、総合的に取り組むとともに、子どもの貧困対策に取り組む団体等の支援を行いました。引き続き、具体的な取組を着実に推進していくため、子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体と連携を強化していく必要があります。また、子どもの貧困対策は身近な地域で取り組むことが効果的であるため、市町や関係団体等で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、支援体制の充実を図る必要があります。（P. 33 ⑨）

（ひとり親家庭等への支援）

- ・ 「第四期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親への就業支援を行うとともに、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境の整備を進める市町への補助（9市町）を行いました。ひとり親家庭の自立を促進するため、三重県母子・父子福祉センターの周知を行うとともに、他団体とも連携し、就業支援や相談対応の充実等を図る必要があります。（P. 33 ⑩）
- ・ ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町へ補助（8市町）するとともに、生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもの学習支援（26市町）等を行いました。ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもへの学習支援等が、身近な地域で利用できるよう働きかける必要があります。（P. 33 ⑪）

【今後の取組方向】

(児童虐待対応の強化)

- 児童相談所における対応力の強化のため、AIシステムの活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上やシステムのシミュレーション機能を活用した職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、ニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。また、国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。(P. 29 ①)

➤児童虐待法的対応推進事業（予算額：122,913千円）

弁護士等専門人材を配置するとともに、職員研修の実施やアセスメントツールの活用強化等による職員の専門性の向上、モニタリングの推進、医療機関における児童虐待早期対応の促進に取り組みます。子どもの権利擁護に関して、協同面接の確立や多機関連携、アドボケイトの養成などに取り組みます。児童虐待に的確に対応するため、AI技術の活用によりアセスメントの精度を高めます。

➤管理運営費（予算額：126,474千円）

児童相談センター及び県内6つの児童相談所を運営するとともに、新プランによる人員増に対応するため、北勢児童相談所の改築を行います。

(子どもの見守り強化)

- 新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、関係機関に協力を求め、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制の確保を支援します。また、要保護児童対策地域協議会に対し、運営などに関する専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、対応力の強化を図り、市町における児童相談体制の強化に向けて取り組んでいきます。さらに、外国につながる子どもの一時保護が増加しており、これまでの行政機関などでの見守りだけでは対応が困難なため、児童相談所に外国人支援員を配置し、NPOと連携して外国人コミュニティに寄り添い、外国につながる子どもの虐待防止に努めます。(P. 29 ③)

➤市町児童相談体制支援推進事業（予算額：3,192千円）

市町の児童相談体制の強化に向けて、要保護児童対策地域協議会へ対しアドバイザーを派遣したり、市町職員を対象に研修会を開催し人材育成を図り、子ども家庭総合支援拠点の設置のため支援を行います。

➤（再掲）児童虐待法的対応推進事業（予算額：122,913千円）

(外国人家庭への対応強化事業（予算額：2,724千円）)

外国につながる子どもの虐待防止のため、NPO法人に委託し、鈴鹿児童相談所に外国人支援員を配置する。

（子どもの居場所づくりの推進）

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、支援が必要な子どもや貧困家庭への社会的関心が高まる中、地域で子どもを支えていきたい思いのある企業や民間団体等と連携し、県内各地に子どもや保護者が気兼ねなく集うことができ、食事の提供や学習支援、孤立の解消などのさまざまな支援機能を持つ居場所づくりを進めます。（P. 35 ⑦）

（市町等と連携した子どもの貧困対策）

- ・ 身近な地域での支援体制の充実に向け、「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、市町等に対し体制整備に係る情報提供や先進事例の紹介など取組を進めます。（P. 35 ⑧）

➢子どもの貧困対策推進事業（予算額：16,078千円）

地域で子どもを支えていきたい思いのある企業や民間団体等と連携し、子どもや保護者が気兼ねなく集うことができ、食事の提供や学習支援、孤立の解消などのさまざまな支援機能を持つ居場所の県内全域への横展開をめざします。

また、既存のフードバンクや子ども食堂、生きづらさを抱えた人や家庭に居場所を提供する民間団体等が活動を継続するのに必要な感染症対策や備品の購入にかかる経費を補助します。また、「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用して、市町等に対し、体制整備に係る情報提供や先進事例の紹介などを行い、取り組みを進めます。

（ひとり親家庭等への支援）

- ・ ひとり親家庭の自立を促進するため、三重県母子・父子福祉センターと連携し、就業相談や職業紹介を行うとともに、高等職業訓練促進給付金の支給など資格・技術取得の支援等を行います。また、日常生活支援を行う市町への支援を行います。（P. 35 ⑨）
- ・ ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護世帯を含む）に対する学習支援が、身近な地域で利用できるよう、先進事例の紹介、市町や学習支援に取り組む団体等への情報提供など取組を進めます。また、ひとり親家庭の子どもへの学習支援を行う市町を支援します。（P. 35 ⑩）

➢母子・父子福祉センター運営事業（予算額：13,741千円）

母子・父子福祉センターでは、母子家庭の母、父子家庭の父や寡婦のために各種相談事業や就労支援事業等を実施します。

➢ひとり親家庭自立支援事業（予算額：53,116千円）

三重県母子・父子福祉センターと連携し、就業相談や職業紹介を行うとともに高等職業訓練促進給付金の支給など資格・技術取得の支援等を行います。また、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できるように家庭支援員派遣や子どもへの学習支援を行う市町を支援します。

3. 主な取組のスケジュール

令和 3 年度
三重県経営方針
(抜粋版)

令和 3 年 4 月
三 重 県

1 新型コロナウイルス感染症の危機克服～命と経済の両立をめざして～

新型コロナの拡大は、社会経済活動のあらゆる分野に甚大な影響を及ぼし、経済活動の停滞、感染症と人口集中のリスクの顕在化、社会における分断と軋轢の発生、「新しい生活様式」の定着など、人びとの暮らし、働き方、価値観等に大きな変化をもたらしました。

本県では、県民の皆さんのが命と健康を守ることを最優先にしたうえで、事業の継続と雇用の維持をめざし、令和2年3月の緊急経済対策、同年4月の緊急総合対策と2度にわたり緊急的な対策を講じました。同年5月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されたことを受け、第三弾の対策として、緊急的な取組に加え、経済の再活性化から本格的な経済活動の展開に至るまでの道筋を示す「みえモデル」を策定し、県民の皆さんのが命と健康を守り抜き、傷ついた暮らしと経済の再生・活性化を図る取組を開拓してきました。

「みえモデル」では、新型コロナの拡大がもたらした社会変容を踏まえ、

- ① 「DX」の推進による Society 5.0への社会変革
- ② これまで積み重ねてきた「三重の強み」を活用した三重らしい取組の推進
- ③ 大都市部への過度な一極集中リスクの軽減と地方創生の推進
- ④ SDGs（持続可能な開発目標）の推進

の4つの視点を重視し、「感染拡大阻止と経済の危機回避」、「感染症収束と経済回復の両立」、「新たな日常の創造と未来への進化」の3つのステージごとに、一刻と変化する感染状況等に応じて、時機を逸することなく、的確な対策を講じ、中長期的に取組を進化させていくこととしています。

これまでの取組を通じ、深刻な影響を受けた県内事業者の皆さんのが奮起された結果、鉱工業生産指数等の指標をみると一定の効果が現れつつあります。しかしながら、新型コロナの第三波に続くさらなる波や新たな感染症の流行が生じるリスクも考慮すると、予断を許さない状況が続く見込みであり、新型コロナによる危機の克服に向けてオール三重で取り組む必要があります。

令和3年度は、「みえモデル」の考え方を踏まえ、新型コロナの感染防止と経済回復の両立に向けて、柔軟かつ機動的な対策を強力に講じていきます。

感染防止に向けては、「医療提供体制を万全のものにしなければ、本県の経済再生への道は決して開けない」という強い決意のもと、これまで構築してきた医療・検査体制を充実させるとともに、医療施設や社会福祉施設、事業者、学校、避難所等における感染防止対策への支援などに取り組みます。

経済回復に向けては、感染状況を注視しつつ、「雇用の維持・確保」「地域経済の再生」「安全・安心な暮らしの再構築」等の分野ごとに、引き続き緊急的な課題に対応しながら、的確にきめ細かな対策を充実・強化していきます。

(1) 県民の命を守り抜く感染拡大の防止

新型コロナの拡大や新たな感染症リスクに万全に備えるため、組織体制を強化し、感染症対策に係る県の方針となる条例や計画に基づく対策を着実に進めます。これまで構築してきた医療・検査体制を充実させるとともに、医療施設や社会福祉施設等各施設、事業者、学校、避難所等における感染防止対策への支援に取り組みます。

- ・ 令和2年12月に制定した「三重県感染症対策条例」及び県独自で策定した「三重県新型コロナウイルス感染症対応指針」、同月改定した「三重県感染症予防計画」に基づき、感染症の発生及びまん延防止の観点から、全県をあげた万全の対策を計画的かつ総合的に講じていきます。
- ・ 新型コロナによる危機の克服に向けて、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の体制を強化するため、組織体制を再編し、専任職員を配置するとともに、感染対策の最前線に立つ保健所の体制を強化し、保健所職員の負担軽減を図ります。

(医療・検査体制の充実等)

- ・ 新型コロナの感染拡大に備え、入院受入病床を有する医療機関に対する空床補償、医療機関等におけるマスク・消毒液など資機材の計画的な備蓄支援や、県におけるローリングストック、流通備蓄の拡大などの検討を進めるとともに、市町や関係団体においても一定の備蓄量の確保を働きかけていきます。
- ・ 医療機関において、感染症患者の早期発見と感染拡大防止を図るため、感染防止対策に従事する職員の人材育成や資質向上に取り組むとともに、緊急時の応援体制を確保します。
- ・ 新型コロナウイルスワクチンの迅速かつ適切な接種に向けて、県が主体となり医療従事者等向け接種やワクチンの流通に係る調整を行うとともに、医学的知見が必要となる専門的な相談に対応する体制を確保します。また、県民の皆さんのが安心してワクチン接種を円滑に受けられるよう、実施主体となる市町を支援するとともに、ワクチンに関する正しい情報提供を行います。
- ・ 毎夜間及び休日等において、精神疾患の急性発症または症状の急変により医療が必要となる新型コロナ感染症患者(疑いがある方を含む。)に対する精神科医療体制を確保します。

(各施設、事業者における感染防止対策への支援)

- ・ 感染症が発生した介護施設等に対して、通常の介護サービス提供時には想定されない経費の負担軽減を図ります。

- ・介護施設等における感染防止対策を徹底するため、衛生用品等の備蓄を進めるとともに、簡易陰圧装置・換気設備の設置や多床室の個室化改修、生活空間等の区分けを支援します。また、クラスター発生等により職員が不足した場合でも、応援職員の派遣調整を行うなど、介護サービスが安定的に供給できるよう支援します。
- ・保護施設や保育所など社会福祉施設等における感染防止対策を徹底するため、マスクや消毒液など衛生用品の確保に対する支援等を行います。
- ・児童養護施設や保育所、放課後児童クラブ等における感染防止対策のため、感染症対策に関して気軽に相談できる窓口を設置するとともに、専門家による派遣指導を行います。
- ・障害者支援施設や児童養護施設等において、新型コロナの感染発生時に職員が不足する事態に備え、施設間での職員派遣に関する県と関係団体との間で締結した覚書に基づき、派遣等の必要が生じた場合に支援を行います。
- ・保護者が新型コロナに感染し、親族等の養育者が不在の場合に、支援が必要な児童を一時保護するため、宿泊施設を借り上げます。
- ・感染症への不安を抱える妊婦が安心して出産できるよう、分娩前にPCR検査等の感染の有無を確認する検査を希望する妊婦に対する支援を行います。
- ・新型コロナに感染した妊産婦のうち希望する方に対して、退院後、助産師や保健師等が、訪問での専門的なケアや電話等による相談支援を行います。
- ・異業種等から感染対策関連製品分野へ参入する企業を支援するため、メディカルバレー構想の推進を通じて培われた産学官民のネットワークを生かし、ICT（情報通信技術）を活用して、企業と医療機関等をつなぐ製品開発・改良のためのマーケティングシステムを運用します。

(学校における感染防止対策と学びの継続)

- ・感染拡大防止のための業務や学習教材の準備など、教員の支援を行うため、全ての公立学校にスクール・サポート・スタッフを配置します。
- ・県立高校や特別支援学校の子どもたちが、通学時における「三つの密」を避け、安全で安心に通学できるよう、スクールバスの増便等を行います。
- ・外部人材を活用して、授業における教員の補助や補充的な学習の支援を行う学習指導員を小中学校に配置します。
- ・新型コロナの影響に伴い、県立学校が修学旅行を中止または延期した場合の企画料、学校の臨時休業によりやむを得ず中止した場合に発生するキャンセル料について、保護者に負担が生じないよう支援します。

(災害発生時における感染防止対策)

- ・ 災害発生時の避難における感染防止のため、分散避難を促進するとともに、市町が取り組む避難所の感染防止対策への支援を引き続き実施します。
- ・ コロナ禍での分散避難時において、停電した際にも安全・安心に過ごすことができるよう、EV車や非常用発電機等の活用について、事例集の作成や防災訓練・シンポジウム等での普及啓発を行います。

(警察における感染防止対策)

- ・ 警察における感染防止対策を徹底するため、取調室に感染防止対策用除菌脱臭機を設置するとともに、検視時に使用する感染防止資材(マスク、簡易感染防護衣、遺体収納袋等)の備蓄や感染性廃棄物の処理を行います。

(2) 雇用の維持・確保

本県の雇用情勢は、有効求人倍率では底堅さがみられるものの、新型コロナの影響により、弱い動きが続いている。今後も企業における解雇や雇止め等が懸念されることから、雇用の維持・確保に向けたマッチング支援、失業者の能力開発支援、若者の就職支援、障がい者の就労支援などに迅速かつ強力に取り組みます。

- ・ 新型コロナの影響から生じた雇用需給ミスマッチを解消するため、関係機関と連携し、従業員の送り出しを希望する企業と、その受入れを希望する企業の情報収集や、Webサイトへの掲載、マッチング支援等を行います。
- ・ 新型コロナの影響に伴う就職活動のオンライン化に対応するため、引き続きジョブカフェ「おしごと広場みえ」において、オンラインによる模擬面接や就職相談を行うとともに、Web合同企業説明会を開催します。
- ・ 新型コロナの影響により高校生の就職を取り巻く環境は極めて厳しくなることが懸念されるため、「就職実現コーディネーター」を増員し、生徒一人ひとりの希望や特性に応じた就職実現につなげます。また、外国人生徒や障がいのある生徒の就職実現が図れるよう、きめ細かな相談や求人開拓等の重点支援を行います。
- ・ 新型コロナの影響により受注が減少した障害者就労支援施設等の運営を支援するため、県の障害者優先調達をさらに推進するとともに、市町に対して取組の推進を働きかけ、障害者就労支援施設等の受注を拡大し、障がい者の工賃等の向上に取り組みます。
- ・ 障がい福祉分野において、より幅広く介護人材を確保するため、他業種で働いていた方等を対象として、返済免除付きの就職支援金の貸付を実施します。

(3) 地域経済の再生

県内経済は、新型コロナの影響により一部に厳しい状況がある中で、持ち直しの動きが落ち着きつつあります。今後は各種対策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直していくことが期待されますが、県内産業をけん引する中小企業・小規模企業の経営環境はひつ迫した状況が続いていることから、資金繰り支援など事業継続への支援をはじめ、強靭で安定的なサプライチェーンの構築、農林水産業における多角的な販路の開拓、販売促進等による経営体质の強化、安全・安心な観光地づくりなどを強力に進めます。

(事業継続支援)

- ・ 新型コロナの拡大により経営に影響を受けている農業者及び漁業者の資金繰りを支援するため、経営継続に必要な融資に係る利子分の負担を軽減します。
- ・ 農林漁業者が、新型コロナの影響に伴う経営への不安を乗り越え、感染防止対策を講じつつ、新たな生産・販売方式の確立に取り組めるよう、普及指導員による経営・技術指導など事業継続に必要な支援を行います。
- ・ 中小企業・小規模企業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況であるため、事業継続に支障が生じることのないよう、セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応）の継続実施などを通じて、切れ目のない資金繰り支援を強力に進めます。
- ・ 新型コロナの第三波の影響に伴う急激な売上減少により、事業継続に支障をきたしている小規模企業を緊急的に支援します。また、中小企業・小規模企業がコロナ禍を乗り越えるため、生産性向上や業態転換をめざす取組を支援します。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」等を利用している中小企業・小規模企業が、順調に借入を返済し、事業を発展的に継続できるよう、「経営改善コーディネーター」を三重県中小企業支援ネットワーク事務局に配置します。このコーディネーターが中心となって、商工会・商工会議所、金融機関等の関係機関と連携して、経営課題を抱える事業者を支援します。
- ・ 中小企業・小規模企業の事業継続力の強化を図るため、感染症対策を含めた事業継続力強化支援計画の策定を促進するとともに、BCP（事業継続計画）策定に向けた支援を行います。

(ものづくり産業への支援)

- ・ ものづくり中小企業の販路開拓機会が減少している中、オンラインでの商談会等も含めた川下企業等との技術交流会を開催します。

- ・ 工業研究所において、オンラインでの技術相談や各種技術セミナーの開催に加え、中小企業・小規模企業に対する依頼試験手数料及び機器開放使用料の減免を行います。

(サプライチェーンの強靭化)

- ・ サプライチェーンの毀損に直面した県内企業が、県内で継続的に操業できるよう、マザーワーク場化、研究開発機能の強化、生産拠点の国内回帰など、サプライチェーンの転換・強化を図る取組への支援を推進し、県内生産拠点の強靭化、さらには本県産業の高度化につなげます。
- ・ 新型コロナの影響を受けた県内中小企業のサプライチェーンの多元化や停滞する輸出に対応した新たな販路開拓を促進するため、調達先や販路の拡大を支援します。

(農林水産業・食関連産業の振興)

- ・ 新型コロナの影響を受けて停滞している県産農林水産物の輸出について、商流のつなぎ直しなど、必要なオンライン商談・プロモーションを含めた新たな販路開拓の取組を支援します。
- ・ 新型コロナの影響を受けた食関連産業の回復を支援するため、「新たな日常」への対応として、デジタル消費の加速など消費行動の変化に的確に対応するとともに、食関連産業における多様な連携を促進することで、新たな価値を創出します。

(県産品等の販路開拓・拡大支援等)

- ・ 「みえセレクション」として選定した県産品等の認知度向上や新たな顧客の獲得などによる販路拡大につなげるため、全国規模の小売店において、Webサイトも同時に活用しながら、三重県フェアを開催します。
- ・ 商社機能を有する海外駐在員等を含めた県内事業者のネットワークを活用し、新たな商流の開拓が可能な県産品の掘り起こしや県産品の効率的な販路拡大を支援します。
- ・ ECサイト等での売上増加を図るため、オンラインでの効果的な販売手法等に関する連続講座を開催し、情報発信力及び販売力の強化を支援します。
- ・ 県産農林水産物や加工品、地場産品の生産・販売に携わる県内事業者を支援し、消費喚起を図るため、「オール三重！全力応援サイト 三重のお宝マーケット」(ECポータルサイト) のさらなる利用促進を図ります。
- ・ 新型コロナの影響を受けた伝統産業・地場産業等事業者の販路拡大に向けて、オンラインの活用など「新たな日常」に対応した多元的な情報発信や販路開拓等の取組を支援します。

- ・ 新型コロナの影響を踏まえ、三重テラスがこれまで構築したさまざまな顧客とのネットワークをフルに活用して、県内事業者の販路開拓支援、県内への誘客促進、コアな三重ファンの獲得を目的とした取組を進めます。

(安全・安心な観光地づくり等)

- ・ 安全・安心な「三重の旅」を実現するため、感染防止対策を徹底するとともに、旅行需要の拡大につながるよう、県内での宿泊及び周遊促進に継続的に取り組みます。
- ・ 感染防止対策と経済活動を両立させるため、県内観光事業者のニューノーマルへの対応などを支援するアドバイザーの派遣や、最先端技術を活用し地域の特性や課題に対応した感染予防対策の展開などを行うことにより、安全・安心な観光地づくりを促進します。
- ・ 新型コロナにより大きな影響を受けている県内観光関連産業を支援するため、クーポン発行による宿泊助成、体験コンテンツの利用促進キャンペーンや県内を周遊するドライブプランの実施など、旅行需要の喚起と平準化を図るための取組を実施します。
- ・ 新型コロナにより大きな影響を受けている宿泊・観光業等の地域経済の回復を支援するとともに、子どもたちが自然や歴史・文化等をはじめとする県内各地域の魅力を再発見し愛着を高められるよう、県内を行先とする教育旅行に対する支援を行います。

(4) 安全・安心な暮らしの再構築

新型コロナの拡大がもたらした社会変容に適応し、県民の皆さん的安全・安心な暮らしを取り戻すため、苦境に立つ人びとへの支援、NPOの活動支援、公共交通の維持・確保、効果的な情報発信などに取り組みます。

- ・ 生活に困窮する方に寄り添った支援を行うため、相談支援員の増員やオンラインでの面談等による自立相談支援機関の支援体制の強化を図るとともに、住まいを失うおそれのある方に対して住居確保給付金を支給します。
- ・ 生活福祉資金の特例貸付制度を利用した方が安心して暮らせるよう、償還やそれに伴う相談など必要な支援を行う市町社会福祉協議会等の体制の充実を支援します。
- ・ 不妊に悩む方々が感染症への過度な不安や誤解等で治療を中止し、子どもを持ちたいという希望を断念しないよう、身近な地域で寄り添い、不安や悩みを傾聴し、精神的負担を解消するピアソーターを養成・派遣します。

- ・ 新型コロナの影響に伴い不妊治療を中断した方などが、心身を良好な状態に保ち、治療再開に向けて妊娠しやすいコンディションを維持できるよう、生活習慣の改善や体調管理などを支援する講習会等を開催します。
- ・ 文化団体等が、ホール等を円滑に利用できるよう、県内市町の劇場・音楽堂等の管理運営者向けの実地研修会を実施するとともに、三重県総合文化センターのホール等を利用する際の支援を拡充します。
- ・ NPOによる「新たな日常」に即した地域課題の解決を図るため、オンラインを用いた効果的な活動事例に係るワークショップを開催するなど、NPO活動の展開を支援します。
- ・ 公共交通の維持・確保を図るため、引き続き県内交通事業者が行う感染拡大防止、利用回帰や安定的な運行に向けた取組を支援します。
- ・ 高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減する奨学給付金について、第一子への給付額を拡充するとともに、家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額を支給します。また、新型コロナの影響による家計急変世帯も給付対象とします。
- ・ 県民の皆さんの命と健康を守るために必要な情報や、暮らしと仕事を守るための各種支援制度等の情報について、さまざまな広報媒体を効果的に組み合わせたメディアミックスにより発信します。
- ・ 県立看護大学と連携し、暮らしの保健室・寄り道カフェの設置、地域住民と連携した新型コロナ対策の実施、地域住民と共にくる研修会の開催などの取組を県内全域へ波及させるとともに、社会・地域貢献活動を通じて、県内で活躍する看護師・保健師人材を育成します。
- ・ コロナ禍で、運動・スポーツをする機会が減少している中、全ての世代で運動習慣を継続・定着させ、県民の皆さん的心身の健康を守るため、室内でも効果のある運動やストレッチの紹介動画を制作・活用します。
- ・ コロナ禍の中、「みんな」が安心して公園を利用し、いつでも効果的に運動できるよう、県営都市公園内における既存の公園遊具や休憩施設に抗菌加工を実施するとともに、健康遊具のない県営都市公園内に健康遊具を備えた健康増進エリアを設置します。

(5) 分断と軋轢からの脱却

感染症患者や医療従事者等の個人や企業に対する差別・偏見につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等が社会の分断や軋轢を生まないよう、本県のもつ多様性の尊重と受容という素地を生かしつつ、一人ひとりを大切にし、お互いを思いやる社会の実現に向けたさまざまな取組を強力に進めます。感染症に関する正しい知識の普及・啓発や相談体制の充実を図るとともに、関係機関とも連携し、差別等に苦しむ方々に寄り添った支援を行うなど、オール県庁で総合的に取り組みます。

(感染症に関する正しい知識の普及・啓発)

- ・ 新型コロナの感染に伴う SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) 等インターネット上のデマや誹謗中傷は、人権を侵害するだけでなく、いたずらに人びとの不安を煽り、感染拡大防止の妨げにもなることから、SNS 等を活用し、県民一人ひとりに、正しい情報に基づいた冷静な行動を呼びかけるとともに、相談体制の充実を図ります。
- ・ 新型コロナに係る偏見・差別等の人権侵害の未然防止のため、新型コロナに係る正しい知識の習得と情報リテラシー（情報を選別する力）の向上に向けた啓発パンフレットの作成・配布や、三重の国観光大使など本県にゆかりのある著名人等による啓発動画の作成・発信を行います。また、差別、誹謗中傷等に苦しむ方や医療従事者等関係者への応援メッセージを広く県民の皆さんから募集し、集約したメッセージの公開を通じて、被害者等に寄り添った支援につなげます。
- ・ 新型コロナの影響により生活環境が変化し、障がい者の特性に対する誤解や偏見による新たな差別が生じている懸念がある中、さまざまな機会をとらえて、障がいに対する理解を深めるための啓発や広報に取り組みます。

(インターネット上の差別的な行為への対応)

- ・ 感染症患者や医療従事者等への偏見・差別が社会問題化している中、インターネット利用者に対して直接働きかけるネット広告等の手法で、インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等の書き込みの未然防止を図るとともに、情報リテラシーの向上につながる素材（動画）を活用した啓発を行います。
- ・ 感染症患者等へのインターネット上の差別的な書き込みを防止するネットモニタリングを実施するなど、引き続き差別や偏見をなくすための取組を進めます。

- ・ 新型コロナに係るいじめや人権侵害等から児童生徒を守るために、インターネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールについて、より広範な検知ができるよう改善します。また、SNSなどで不適切な書き込み等を発見した場合に投稿できるアプリ「ネットみえ～る」について、アプリから相談窓口に直接アクセスできるよう改良します。さらに、これらの取組から得られた実例を題材として、子どもたちが新型コロナに係るいじめや誹謗中傷について考え、学ぶケーススタディ教材を作成します。
- ・ インターネットを通じて、子どもが犯罪等のさまざまなトラブルに巻き込まれることのないよう、WebやSNS等の適正利用を呼びかける動画を作成し、配信します。

(相談体制の充実強化)

- ・ 感染症患者等に対する重大な人権侵害が懸念されるケースに的確に対応するため、令和2年度に設立した「新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議」において、関係機関等と連携し対応策を協議するなど、被害者等に寄り添った支援を行います。
- ・ 新型コロナの影響に伴うストレスや収入減等による不安から、DVや予期しない妊娠、性暴力等の増加が懸念されている中で、若者層をはじめ誰もが相談しやすい環境において適切な支援を受けられるよう、DV・妊娠SOS・性暴力の3分野を一括して相談できる窓口として、SNS等を活用した相談体制により、きめ細かな支援を行います。
- ・ 新型コロナの影響に伴うこころのケアを強化するため、医療従事者等向けのこころの相談、夜間・休日の自殺予防電話相談等の相談体制を確保します。

(外国人住民に対する相談体制と情報提供の充実)

- ・ 新型コロナの影響に伴う困りごとを抱える外国人住民の相談に対応するため、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」の相談日を拡充するとともに、新型コロナ対応の相談員の配置や、社会保険労務士等の専門家による相談会の開催などに取り組みます。
- ・ 保健所における新型コロナに関する相談、検査、調査等を支援するため、多言語対応ができる職員を配置し、派遣要請等に迅速に対応できる体制を整備します。
- ・ 外国人住民への新型コロナに関する情報提供について、多言語ホームページ（MieInfo）での掲載に加え、多文化共生に関わる団体と連携し、SNSを活用して発信していきます。

施策131

地域福祉の推進

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、地域でさまざまな課題を抱える人が、社会から孤立することなく、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、一人ひとり個性や能力を発揮しながら、希望を持って日々自分らしく生活しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度	B （ある程度進んだ）	判断理由	主指標は目標を達成できませんでしたが、策定等に向けた取組は着実に進んでいること、副指標は目標を達成（見込）したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
*			

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標		令和元年度 現状値	2年度 目標値 実績値	目標達成 状況	3年度 目標値 実績値	4年度 目標値 実績値	5年度 目標値 実績値
地域福祉計画 を策定してい る市町数		18 市町	19 市町	0.95	21 市町		29 市町
			18 市町				

目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方

目標項目 の説明	地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画を策定している市町数
3年度目標値 の考え方	三重県地域福祉支援計画の理念である包括的な支援体制の整備を盛り込んだ市町の計画づくりを支援しながら、着実に策定市町数を増やしていくため、令和3年度の目標値を設定しました。

副指標		令和元年度 現状値	2年度 目標値 実績値	目標達成 状況	3年度 目標値 実績値	4年度 目標値 実績値	5年度 目標値 実績値
40歳未満の自殺 死亡率		14.2 (30年度)	13.6 (元年度) 9,376件		13.1 (2年度)		12.1 (4年度)
自立相談支援機 関の面談・訪 問・同行支援の 延べ件数		8,736件 (30年度)	11,668件 (1月末時点)	1.00	9,714件		10,426件
ヘルプマークを 知っている県民 の割合		67.0%	70.0%	1.00	75.0%		85.0%

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	4,105	14,110	3,850		
概算人件費		501			
(配置人員)		55人			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①市町における地域福祉計画の策定や包括的な支援体制の整備に向けて、地域課題に係る意見交換や情報共有を図るため、全ての市町および市町社会福祉協議会を対象とした地域別意見交換会を6地域で実施するとともに、18市町に対して個別訪問を行いました。今後とも計画策定に向けた市町への働きかけや策定支援を行っていく必要があります。
- ②高齢または障がいを有する矯正施設入所者が、再び罪を犯さず地域で暮らすことができるよう、「三重県地域生活定着支援センター」を設置し、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるよう必要な支援を行いました。今後とも矯正施設退所者等の社会復帰および地域生活への移行・定着を支援していく必要があります。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、現地での対面による監査が困難となる中でも、情報発信の促進、選択と集中、効率・効果的な手法などを柱として、「新たな日常」に対応した指針である「新しい福祉監査のカタチ」を取りまとめ、社会福祉法人などにおいて適正な運営等が図られるようオンライン監査や業務改善などによる適正な監査を実施しました。今後も、現地監査とオンライン監査の組み合わせなどにより、効率的、効果的な指導監査等を実施し、社会福祉法人等の適正な運営と健全な経営を確保するとともに、提供される福祉サービスの質の向上を図っていく必要があります。
- ④質の高い福祉サービスが提供できるよう、福祉施設等に対して第三者評価の受審を促すとともに、福祉サービスに関する利用者からの苦情に対応する適切な体制の整備を進めました。今後とも福祉サービスの質の向上が求められていることから、引き続き、福祉施設等の第三者評価の取組や福祉サービスに関する利用者からの苦情に対応する適切な体制の整備を進めていく必要があります。
- ⑤災害時に避難所で生活を送る高齢者や障がい者、子ども等の要配慮者の福祉ニーズを的確に把握し、適切に支援できるよう、社会福祉士や介護福祉士等の福祉専門職で構成する「三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）」を立ち上げるため、チーム員の募集や養成研修を実施しました。その結果、養成研修を修了した45名がチーム員として登録され、9チームの三重県DWATが組成されました。今後とも災害時における要配慮者に対する福祉支援の提供に向けて、三重県DWATの体制を強化するとともに、要配慮者への支援を円滑に提供していく必要があります。
- ⑥市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、相談支援包括化推進員等の人材養成に取り組み、重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組を支援しました。養成研修の中で実施した包括的支援体制整備に係る県内モデル事業の実践報告・意見交換会では、取組を検討している市町から、このような研修を継続してほしいという声もあるため、今後ともニーズを的確に捉え、市町における円滑な実施を支援していく必要があります。
- ⑦地域の民生委員・児童委員の活動については、地域住民の抱えるさまざまな課題への対応に加え、コロナ禍での活動により負担感や困難さが増しているため、その組織活動などを支援しました。今後とも生きづらさを抱える方等に対して、民生委員・児童委員がより効率的に相談支援活動を行えるよう、活動しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

⑧ひきこもりが大きな社会問題となる中、ひきこもり対策に係る庁内の横断的な連携および情報共有を図るため、11月に関係部局で構成する庁内検討会議を設置しました。また、県内におけるひきこもりの現状を把握するため、自立相談支援機関に対するアンケート調査を実施し、その一端を掴むことができました。しかし、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への影響により、ひきこもりがこれまで以上に深刻な地域課題に発展する可能性があるため、産官学民が分野を超えて連携し、市町への側面支援と専門的支援を連動させ、地域における支援体制づくりを進めていく必要があります。また、ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりの方や家族への専門相談や家族教室・家族のつどいを実施するとともに、ひきこもり支援者スキルアップ研修やひきこもり支援ネットワーク会議を開催し、支援の強化に取り組みました。精神保健に係る専門的支援の充実を図るため、ひきこもり地域支援センターのさらなる機能強化が必要です。

⑨関係機関・団体等と連携しながら、「第3次三重県自殺対策行動計画」に基づく取組を進めるとともに、市町自殺対策計画の推進に向け、市町担当者的人材育成等に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、心身の健康問題、経済・生活問題等が重なり自殺リスクが高まっている状況をふまえ、新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア相談窓口を新たに開設するとともに、自殺予防電話相談の対応時間を拡充するなど相談体制の強化を図りました。引き続き、計画的な自殺対策の推進が必要です。

⑩生活保護受給者への支援が適切に行われるよう、福祉事務所に対して事務監査を実施するとともに、生活保護受給者の自立に向けて、ハローワーク等と連携して就労支援や健康管理支援事業による日常生活支援に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、県所管の自立相談支援機関「三重県生活相談支援センター」において、生活に困窮する方からの相談が増加（新規相談件数465件（2月末時点）：前年度比約4.5倍）したことから、相談支援員を1名増員するなど相談体制を強化し、生活困窮者自立支援法に基づく取組による支援や生活福祉資金の貸付、食料支援等の必要なサービスにつなげるなど、相談者の自立支援を行いました。さらに、ひきこもりなど生きづらさを抱える方等に対して、関係機関と連携し、アウトリーチ支援員の訪問による相談支援に取り組みました。今後とも相談者に寄り添った支援を継続するとともに、適切な支援を行っていく必要があります。

⑪「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき、ユニバーサルデザインの意識醸成に向けた学校出前授業等を実施するとともに、「おもいやり駐車場」について、事業者等に対して設置に係る協力依頼や適正利用に関する啓発などを実施しました。また、ヘルプマークを普及・啓発するため、クラウドファンディングの活用や必要とされる方へのヘルプマークの配布を行うとともに、コロナ禍で接触機会の低減が求められる中、高校生との連携によるヘルプマークに関する動画作成および映像配信等を行いました。コロナ禍において、障がい等の特性による行動を周囲から誤解されるなど、日常生活への不安や困難が顕在化したことから、より一層「おもいやりある行動」を広げ、さまざまな主体と連携して、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図っていく必要があります。

⑫公共的施設や商業施設等が全ての人に使いやすいものとなるよう、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準等による指導や適合証交付などの取組を進めました。特に、昨年度の現地調査等をふまえ、県有施設のユニバーサルデザインに配慮された整備を進めるための指針（「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン」）を作成のうえ、公表しました。また、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化（6駅）を支援しました。今後とも事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、よりユニバーサルデザインに配慮した公共施設や商業施設の整備や駅舎等のバリアフリー化を促進する必要があります。

⑬県戦没者追悼式を開催するとともに、式典の様子を県HPに公開することで、新型コロナウイルス感染症の影響により参列できなかった方々を含めた幅広い御遺族の皆さんに対して、追悼の機会を設けました。また、県遺族会による沖縄「三重の塔」慰靈式の開催を支援しました。今後とも戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承するため、若い世代の参加を促していくとともに、「三重の塔」での慰靈式の開催を継続していく必要があります。

・「地域福祉計画を策定している市町数」（主指標）については、新たに計画を策定した市町はなく、目標は達成できませんでした。しかしながら、策定済みの4市町で包括的な支援体制の整備を盛り込んだ計画に改定されるとともに、策定済みの3市町においても現在作業が進められています。また、地域別意見交換会や個別訪問を実施した結果、新たに計画策定に向けた検討を開始した市町もあり、地域共生社会の実現に向けた取組は着実に進んでいます。今後とも市町の提案等をふまえ、相談支援包括化推進員等の人材養成研修の企画・実施や情報共有、意見交換等により連携を深めながら、包括的な支援体制の構築に向けて、市町における地域福祉計画の策定が着実に進められるよう支援していきます。

令和3年度の取組方向 【子ども・福祉部 副部長 中村 徳久 電話:059-224-2317】

○①市町における地域福祉計画の策定を促進するとともに、「三重県地域福祉支援計画」に基づき、地域における支え合い体制や暮らしを支える取組の推進を図り、市町における包括的な支援体制づくりを支援します。また、地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりや、判断能力に不安のある高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、日常生活自立支援事業などの取組を、市町と連携しながら進めます。

②犯罪をした者等による再犯を防止するため、「三重県再犯防止推進計画」に基づき、高齢または障がいを有することにより福祉サービス等が必要な矯正施設退所予定者が、退所後円滑に地域生活に移行し安定した生活を送れるように支援するなど、国や市町、民間団体と連携しながら、犯罪や非行をした者に対する息の長い社会復帰支援に取り組みます。

③社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査について、市町と連携し、これまで対面・現地で行ってきた指導監査に加え、「オンライン監査」「Web会議」等を組み合わせて実施することで、時間や人的資源を有効に活用し、質を確保しながら効率的・効果的な指導監査を実現します。

④質の高い福祉サービスが安定的に提供されるよう、福祉施設の第三者評価の取組や福祉サービスに関する利用者からの苦情に対応する適切な体制の整備を進めます。

⑤一般的な避難所での生活が困難な要配慮者への福祉支援の提供に向けて、市町が行う福祉避難所の確保、円滑な運営体制の整備や人材育成、社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定促進などを支援するとともに、早期にDWATを派遣できる体制を強化するため、関係福祉団体等と連携してDWATチーム員のさらなる募集、研修、訓練を行います。また、要配慮者への支援を円滑に提供するため、県外からの介護職員等の受入体制の充実や、市町・県民の皆さん等への災害福祉支援活動の周知を行います。

⑥高齢者、障がい者、生活困窮者、ひきこもりなど生きづらさを抱える方等が社会から孤立することなく、地域において自分らしく生活し続けられるよう、相談支援包括化推進員等の人材の養成など、市町と連携して包括的な支援体制の整備を進めます。

⑦新型コロナウイルス感染症の影響により、生きづらさを抱える方の増加が懸念される中、ICT等を活用し民生委員・児童委員がより効率的に支援活動を行えるよう取り組みます。

- ⑧ひきこもりが大きな社会問題となる中、総合的な支援を推進するため、民生委員・児童委員に対するひきこもりのアンケート調査や新たに設置する外部有識者を含めた検討委員会での議論をふまえ、ひきこもり支援に特化した新たな計画を策定します。また、庁内の組織体制を強化し、市町における多職種連携に向けた体制づくりや相談支援体制の充実、社会参加・就労支援の充実に向けた取組を進めます。さらに、ひきこもり地域支援センターに支援員を設置し、より一層、訪問支援や人材育成の取組を推進するとともに、市町等との連携強化を図り、ひきこもりの方や家族が身近な地域で支援が受けられるよう体制構築を進めます。
- ⑨関係機関・団体等と連携し、支援者等の人材育成やうつ・自殺等のこころの健康問題に関する正しい知識の啓発に取り組むなど、計画的に自殺対策を推進します。また、各市町の実情に応じた自殺対策が実施されるよう、市町担当者の人材育成等に取り組みます。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、人とのつながりが希薄になった方が悩みや不安を抱えたときに相談ができるよう、ＩＣＴの活用により相談窓口を案内するとともに、若者にとってより身近なツールであるＳＮＳを活用した相談体制を整備します。加えて、若者の視点を反映した効果的な自殺対策に取り組みます。
- ⑩生活困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、被保護者の状況に応じ、就労支援による経済的自立や健康管理支援事業による日常生活や社会生活の自立に向けた支援に取り組みます。新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮者からの相談が増加しており、「三重県生活相談支援センター」において、引き続き丁寧な相談支援を行うとともに、増加する外国人からの相談に対応するため、タブレット端末によるビデオ通訳等を活用します。また、ひきこもりなど生きづらさを抱える方に対して関係機関との連携を強化し、アウトリーチ手法等を用いた自立支援を促進します。さらに、市町における自立相談支援体制の機能強化を支援するとともに、自立相談支援機関の支援員等の資質向上研修や取組事例などの情報提供を行います。
- ⑪「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき、さまざまな主体と連携し、ヘルプマーク、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発や学校出前授業の実施など、身近な地域におけるユニバーサルデザインの取組を進めます。また、コロナ禍において、接触機会の低減が求められる中、動画や展示を用いた啓発に取り組みます。
- ⑫「県有施設のためのユニバーサルデザイン（ＵＤ）ガイドライン」の周知を図るとともに、事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、市町や関係機関等と連携し、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準や適合証についての普及啓発を行い、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。また、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化の支援などを行います。
- ⑬県戦没者追悼式および全国戦没者追悼式等の戦没者慰靈事業に若い世代の参加を促すとともに、県主催により沖縄「三重の塔」での慰靈式を継続し、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代へ継承していきます。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

施策133

児童虐待の防止と社会的養育の推進

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。また、全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援の充実や、里親委託の促進、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標は目標を達成し、副指標も概ね目標を達成できたため、「ある程度進んだ」と判断しました。			
----------	----------------	------	---	--	--	--

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標

目標項目	令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値						
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数	20 市町	1.00	23 市町	29 市町						
	14 市町	26 市町								

目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方

目標項目の説明	県が派遣するスーパーバイザーやアドバイザーの専門的知見の活用などにより児童虐待の早期発見、早期対応力の向上に取り組む市町数
3年度目標値の考え方	早期に全市町で児童虐待の早期対応力強化が図られることをめざし、子ども家庭総合支援拠点の設置状況、スーパーバイザーやアドバイザーの活用状況をふまえ、令和3年度の目標値を設定しました。

副指標

目標項目	令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値						
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）	11 事業	1.00	12 事業	16 事業						
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合	30.0%	0.95	31.0%	35.0%						
	29.4%	28.6% (速報値)								

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	4,017	4,632	4,909		
概算人件費		1,303			
(配置人員)		143			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①児童虐待相談対応件数が増加する中、児童相談所の対応力の強化のため令和2年7月から県内全ての児童相談所でAIを活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始しました。児童虐待防止法の改正に伴い、介入と支援を分離するため、北勢児童相談所においては当番体制を導入し、他の児童相談所においては、組織を分化せず柔軟に対応しましたが、児童相談センターの支援体制も含めて検証・見直しが必要です。また、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について、令和4年度目標を前倒しして実施することが求められているため、専門職の増員をより一層進める必要があります。
- ②社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があることから、すべての子どもとその家庭に対して適切な福祉的支援を提供する「子ども家庭総合支援拠点」の早期設置に向けて助言を行うため、「子ども家庭総合支援拠点アドバイザリー事業」を実施（21市町25回）し、これまでに9市町において設置されました。今後も個別の相談会や研修会などを実施し、拠点が整備されるよう必要な支援を行います。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まつたことを契機として国において策定された「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、要保護児童対策地域協議会が中心となって様々な関係機関に協力を求め、見守りを行いました。また、同協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（9市町13回）や児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（4市町14回）を行いました。今後も各市町の実情に応じた的確な支援を継続する必要があります。
- ④「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親業務を包括的に実施するフォスタリング機関を県内に2か所設置（北勢・伊賀）するとともに、児童に関する相談に応じ、必要な助言等を行う児童家庭支援センターを紀州児童相談所管内に、一時保護専用施設を伊賀児童相談所管内にそれぞれ整備しました。フォスタリング機関により里親座談会等の普及啓発活動（24回）、登録前研修などの研修（24日間）、里親交流会等の訪問等支援（81回）などを行った結果、養育里親の新規登録者は20組となりました。また、子どもの権利擁護の観点から、アドボカシーの取組が重要であるため、児童養護施設等の入所児童に対し「子どもの権利ノート」や「子どもの権利擁護手紙」を配付するとともに、児童相談所職員や児童養護施設等職員を対象にアドボカシーに関する研修を実施しました。引き続き、里親委託の推進に向け、里親家庭のマッチング事業の委託等を行い、包括的な業務を行えるよう、フォスタリング機関の整備を進める必要があります。また、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進する必要があります。さらに、子どもの権利擁護の取組をさらに進める必要があります。

⑤児童養護施設等において、新型コロナウイルスの感染が疑われる者を分離する場合に備え、個室化に要する経費（5施設）や、感染防止対策に必要な物品等の購入経費を補助しました。また、感染防止対策等に関する相談窓口を設置し、専門家等を派遣するなど、施設等の事業継続を支援するとともに、新型コロナウイルスの感染等により職員が不足する事態に備え、あらかじめ、施設等の間で応援職員を派遣するための相互応援体制を構築しました。今後も、感染防止対策を行い、事業が継続できるよう支援が必要です。

・市町における児童虐待の早期対応力の強化のため、要保護児童対策地域協議会ヘアドバイザーを派遣し、協議会の機能や体制の強化を図るとともに、市町職員を対象に研修会等を開催し、人材育成を図りました。また、市町の子ども家庭総合支援拠点の早期設置に向けて助言を行うため、子ども家庭総合支援拠点アドバイザリー事業を実施し、市町の相談体制と専門性の強化を進めた結果、「主指標」の目標を達成できました。

令和3年度の取組方向

【子ども・福祉部 次長 阪 靖之 電話:059-224-2317】

○①児童相談所における対応力の強化のため、AIシステムの活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上やシステムのシミュレーション機能を活用した職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、ニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。また、国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。

②令和4年度までに全市町への「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向けて、個別の相談会や研修会などを実施し、昨年度の「子ども家庭総合支援拠点アドバイザリー事業」の成果を踏まえ、市町による地域の実情に合わせた拠点づくりを支援します。

○③新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、関係機関に協力を求め、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制の確保を支援します。また、要保護児童対策地域協議会に対し、運営などに関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、対応力の強化を図り、市町における児童相談体制の強化に向けて取り組んでいきます。さらに、外国につながる子どもの一時保護が増加しており、これまでの行政機関などでの見守りだけでは対応が困難なため、児童相談所に外国人支援員を配置し、NPOと連携して外国人コミュニティに寄り添い、外国につながる子どもの虐待防止に努めます。

○④「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォースタлинг体制の構築を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。また、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援します。さらに、これまでの児童養護施設入所児童に加え、新たに里親等委託児童に対して「子どもの権利ノート」を作成・配付するとともに、児童養護施設や市町の職員を対象にアドボカシーに関する研修を進めるなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。加えて、児童自立支援施設、児童心理治療施設等と連携し、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援を行います。児童養護施設に入所している要保護児童等の自立支援に向けては、自立支援担当職員を配置するなどにより、退所後の就労や生活を支援し、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。

⑤新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、児童養護施設等における感染防止対策に必要な物品等の購入経費や、個室化に要する経費、事業を継続的に実施していくために必要な経費を補助します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

施策233

子育て支援と幼児教育・保育の充実

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています。また、子育て支援サービス等が地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して子育てのできる体制整備が進んでいます。さらに、就学前教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所の機能向上が図られ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が保障されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度	C (あまり進まなかった)	判断理由	主指標、副指標ともに目標を達成できませんでしたが、待機児童数は減少傾向にあり、保育所等の定員も増加していることから「ある程度進んだ」と判断しました。		
*			【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】		

主指標

目標項目	令和元年度		目標達成状況	3年度	
	現状値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
保育所等の待機児童数	109人	0人 5月下旬判明	達成困難見込	0人	0人

目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方

目標項目の説明	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数
3年度目標値の考え方	平成29年6月に国が発表した「子育て安心プラン」に基づき、県内市町が作成した同プラン実施計画においても、令和3年4月1日時点で待機児童を解消する計画となっているため、令和3年度の目標値を0人としました。

副指標

目標項目	令和元年度		目標達成状況	3年度	
	現状値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
保育士等キャリアアップ研修の修了者数（累計）	4,163人	6,000人 5,049人	0.48	8,000人	11,000人
放課後児童クラブの待機児童数	55人	37人 66人	0.56	19人	0人

子どもの貧困対策計画を策定している市町数		11市町	0.82	13市町		22市町
	8市町	9市町				
「C L Mと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合		58.5%		61.0%		67.5%
	57.4%	4月下旬 判明				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	21,999	26,531	25,071		
概算人件費		1,712			
(配置人員)		188			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

①令和元年度に策定した第2期「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、幼児期の教育の総合的な提供等が適切に実施されるよう市町を支援しました。今後も、本計画に基づく施策の実施状況について、継続的に点検、評価を行い、取組の見直しを行っていく必要があります。

②待機児童を解消するため、保育所等の整備への支援や、私立保育所等に年度当初から保育士を加配して、低年齢児保育の充実を図る市町への支援（15市町）を行いました。また、保育士・保育所支援センターにおいて、就労相談（569件）や新任保育士の就業継続支援研修（2会場、92人受講）、保育所の管理者・経営者を対象としたマネジメント研修（4会場、75人受講）を実施するとともに、保育士修学資金等の貸付（新規28人、継続29人）を行いました。あわせて、平成30年度に実施した県内の潜在保育士に対する就労等意識調査の結果を受けて、保育所等が働きやすい職場となるよう、保育士の負担軽減を図る保育支援者を活用する事業や、Webサイト「みえのほいく」において、求人情報や保育士へのインタビュー、職場改善に取り組む保育所の紹介など、県内の保育に関するきめ細かな情報を発信しました。同時に、保育現場の事務作業を、より効果的・効率的に進めるやり方を定着させるため、働き方改革コーディネーターをモデル保育所（6ヶ所）に派遣して、保育士と一緒に効率化できる事務作業を洗い出し、改善策の検討・実践を行いました。今後は改善に向けた取組を、県内保育所に横展開していくことが必要です。

さらに、経験年数や研修による技能の習得による保育士等の待遇改善の要件となるキャリアアップ研修（15回、修了者886人）を実施しました。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により研修の修了者が当初の予定を大きく下回ったため、待遇改善にかかる要件の経過期間中（令和3年度末まで）に全ての保育士等が研修を受講できるよう、引き続き計画的に進めていく必要があります。また、家庭環境に対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、児童の待遇の向上を図る市町を支援（4市）するとともに、専門性の向上に向けた人権保育研修（8回、218人受講）を実施しました。引き続き、質の高い教育・保育の取組を支援していく必要があります。

③病児・病後児保育事業の施設整備（2市2施設）および運営を支援しました。引き続き、地域の実情に応じて、病児・病後児保育の施設整備、運営を支援していく必要があります。

- ④県内全ての幼稚園、保育所、認定こども園等における教育・保育の質の向上を目的とし、三重県幼児教育センターを設置しました。センターに幼児教育スーパーバイザーや幼児教育アドバイザーを配置して、各市町等からの希望に応じて、市町の幼児教育に係るカリキュラム検討会や園内研修等において助言を行いました。また、全ての保育者に必要な資質・能力をキャリアステージごとに整理した「保育者としての資質の向上に関する指標モデル」を作成し、市町や園等へ周知しました。さらに、就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立を促すため、生活習慣チェックシートの活用を促進し、令和2年度は幼稚園、保育所、認定こども園の82.2%で活用されています。今後、幼児教育アドバイザー等の派遣での助言内容や園の取組とその成果を普及するため、情報発信の方法を工夫する必要があります。
- ⑤放課後児童対策を推進するため、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童支援員認定資格研修（修了者224人）や初任者研修（修了者77人）、資質向上研修（修了者117人）を実施しました。引き続き、待機児童の解消に努めるとともに、保育の質の向上や人材確保に努める必要があります。
- ⑥個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人を支援しました。子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園は、60園のうち36園となりました。令和2年7月に実施した意向調査によると、残りの24園において現時点で明確に新制度への移行を希望している園はありませんでしたが、今後とも相談対応等の支援を行っていく必要があります。
- ⑦幼稚園教諭や保育士等の専門性を高めるための新任研修や園内研修への支援等を実施しました。引き続き、就学前教育を担う人材の資質向上に努めていく必要があります。
- ⑧新型コロナウイルス感染症の影響で運営基盤がぜい弱な子ども食堂などが休止するなか、減収による生活困窮などにより食事が満足にとれない子どもや家庭に対し、民間団体等と連携し、食料配布などを行う取組に対して「食を通じた子育て・支え愛事業補助金」を創設し、支援しました（25団体）。また、安心して過ごせる場として居場所づくりを推進する民間の取組に対して「子どもの居場所づくり補助金」を創設し、支援を行いました（18団体）。今後は、課題を抱える子育て家庭がさまざまな支援につながることができるよう地域資源を活用し、支援を必要としている人が気軽に参加できる子どもの居場所づくりを進める必要があります。
- ⑨「第二期三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、教育の支援、生活の支援など関係機関と連携し、総合的に取り組むとともに、子どもの貧困対策に取り組む団体等の支援を行いました。引き続き、具体的な取組を着実に推進していくため、子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体と連携を強化していく必要があります。また、子どもの貧困対策は身近な地域で取り組むことが効果的であるため、市町や関係団体等で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、支援体制の充実を図る必要があります。
- ⑩「第四期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親への就業支援を行うとともに、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境の整備を進める市町への補助（9市町）を行いました。ひとり親家庭の自立を促進するため、三重県母子・父子福祉センターの周知を行うとともに、他団体とも連携し、就業支援や相談対応の充実等を図る必要があります。
- ⑪ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町へ補助（8市町）するとともに、生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもの学習支援（26市町）等を行いました。ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもへの学習支援等が、身近な地域で利用できるよう働きかける必要があります。

- ⑫県立高等学校の授業料に充てる就学支援金について、29,882人に対して受給資格を認定するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金について、3,467人に支給しました。また、経済的理由により修学が困難な生徒355人に対して修学奨学金の貸与を行いました。奨学給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯を新たな支給対象にするとともに、新入生に対する一部早期給付や、家庭でのオンライン学習に係る通信費相当額の支援を行いました。引き続き、これらの修学支援制度による支援を行っていく必要があります。
- ⑬小中学校入学時の学用品等の購入費用についても、各家庭の負担が大きいことから、就学援助費のうち「新入学学用品費等」の前倒し支給の検討を各市町へ働きかけました。その結果、前倒し支給を行う市町が令和元年度の小学校25市町、中学校27市町から、令和2年度は小学校、中学校とともに27市町となりました。
- ⑭私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等(13法人)に対する助成や就学支援金(10,050人)および奨学給付金(1,141人)の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を行いました。引き続き、保護者等の経済的負担軽減のため、支援を行う必要があります。
- ⑮県立子ども心身発達医療センターにおいて、地域における支援体制を強化するため、地域の小児科医等を対象に発達障がいに関する連続講座を開催しました(5回開催)。また、地域の医療機関や市町の相談支援窓口、児童発達支援事業所などによるネットワークの構築を支援するため、「発達障がい児地域支援ネットワーク構築事業」を推進し、身近な地域での医療の確保と支援体制の充実に取り組みました。さらに、途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町の総合支援窓口との連携や専門的な人材育成を行うとともに、「C L Mと個別指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入に取り組みました。引き続き、地域の医療・福祉機関等との連携を深めるとともに、支援の必要な児童を就学前に早期発見・支援するため、同計画の導入を促進する必要があります。
- ・保育士不足が大きな要因となり「主指標」は目標を達成することができませんでした。しかし、待機児童数は減少傾向にあるとともに、保育所や認定こども園の整備等に取り組み、保育の受け皿である定員については●●人増加させることができました。引き続き、働きやすい職場環境づくりに注力するなど、保育士の確保を図る必要があります。

令和3年度の取組方向 【子ども・福祉部 次長 阪 靖之 電話:059-224-2317】

- ①第2期「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、幼児教育・保育の総合的な提供等が図られるよう、保育所や認定こども園等に対する給付を行う市町に対して支援を行います。また、保育所等における新型コロナウイルスの感染防止対策についても、適切に対応できるよう必要な支援を行います。
- ②待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援を行います。また、潜在保育士向けのWeb研修環境の整備や職場体験の機会の提供を通じて、潜在保育士の就労・職場復帰を支援するとともに、新任保育士の就業継続支援、保育士修学資金貸付、保育補助者雇用支援等を行うなど、市町や保育所等、高等学校と連携して保育士確保に向けた取組をより一層進めます。さらに、令和元年度に開設した「保育士・保育所支援センター」のWebページ「みえのほいく」を活用して、きめ細かな情報発信や求人・求職のマッチング等を行い、新たな雇用につなげていきます。あわせて、保育士等の待遇改善を推進するため、今後はオンラインを活用するなどして、要件となっているキャリアアップ研修を計画的に実施します。

- ③ICT等を活用した働きやすい職場環境づくりを推進する取組を保育現場に拡げていくため、現場で実践している優良事例の普及に向けたサポートや、Webサイトでの周知に取り組むとともに、先進的な取組を行う保育所の表彰を通じて保育現場のモチベーション向上を図り、質の高い保育の提供につなげていきます。
- ④県内各市町の幼児教育の質向上を図るため、幼児教育アドバイザー等を派遣し、派遣先での助言内容や、園等の取組とその成果についてまとめ、幼稚園等や保育者が研修のために活用できるよう情報提供します。市町や幼稚園等における保育者的人材育成のため、「保育者としての資質の向上に関する指標モデル」の活用を促進するとともに、保育者自身が必要な研修を受講できるよう、指標モデルをもとに県が主催する研修・講座を整理します。また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立のため、引き続き、生活習慣チェックシートの活用を促進します。
- ⑤私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対して、個性豊かで特色ある教育が推進されるよう支援するとともに、引き続き、子ども・子育て支援新制度への移行を希望する私立幼稚園に対し、十分な情報提供およびきめ細やかな相談対応を行います。また、就学前教育を担う人材の資質向上を推進するため、幼稚園教諭や保育士等の専門性を高める新任研修や園内研修への支援等を実施します。
- ⑥放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の設置・運営を支援するとともに、引き続き放課後児童支援員等の研修を実施し、人材の確保と資質向上に努めます。また、病児・病後児保育の充実に向けて、医療機関や保育所等での施設整備を支援するとともに、多くの子育て家庭や関係団体の参加が見込まれるイベントなどの機会をとらえて、県内の病児・病後児保育施設を紹介し、事業の促進を図ります。これらの取組を通じて、市町が地域の実情に応じて実施する地域子育て支援事業の推進を支援します。
- ⑦新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、支援が必要な子どもや貧困家庭への社会的関心が高まる中、地域で子どもを支えていきたい思いのある企業や民間団体等と連携し、県内各地に子どもや保護者が気兼ねなく集うことができ、食事の提供や学習支援、孤立の解消などのさまざまな支援機能を持つ居場所づくりを進めます。
- ⑧身近な地域での支援体制の充実に向け、「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、市町等に対し体制整備に係る情報提供や先進事例の紹介など取組を進めます。
- ⑨ひとり親家庭の自立を促進するため、三重県母子・父子福祉センターと連携し、就業相談や職業紹介を行うとともに、高等職業訓練促進給付金の支給など資格・技術取得の支援等を行います。また、日常生活支援を行う市町への支援を行います。
- ⑩ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護世帯を含む）に対する学習支援が、身近な地域で利用できるよう、先進事例の紹介、市町や学習支援に取り組む団体等への情報提供など取組を進めます。また、ひとり親家庭の子どもへの学習支援を行う市町を支援します。
- ⑪高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、きめ細かに修学支援制度を周知するとともに、就学支援金および奨学給付金の支給ならびに修学奨学金の貸与等を行います。奨学給付金については、非課税世帯第1子への給付額を拡充するとともに、家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額を支給します。また、新型コロナウイルス感染症等の影響による家計急変世帯も給付対象とします。また、小中学校における「新入学学用品費等」の入学前支給がさらに進むよう、引き続き市町の状況把握や、国の就学援助に係る財政支援等の動向について市町へ情報提供を行うとともに、「新入学学用品費等」の早期支給について働きかけていきます。また、小中学校における就学援助費の前倒し支給について、他の自治体の先進的な取組などを情報収集し、市町教育委員会と共有のうえ、対応について検討します。

- ⑫家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校等で安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金を支給し、保護者等の経済的負担の軽減を行います。また、私立専修学校（専門課程）において授業料等の減免を行う学校法人等に対する助成を行います。
- ⑬県立子ども心身発達医療センターを子どもの発達支援の拠点として、引き続き、専門性の高い医療、福祉サービスを提供します。また、地域における支援体制の構築に向けて、市町における専門人材の育成支援の充実に取り組むなど、地域の関係機関との連携強化を進めます。さらに、初診申し込みの際のアセスメントの強化や、地域の小児科医等を対象とした発達障がい児の診察に関する実践的な研修を行うことにより、身近な地域での発達障がい児の早期診療を可能とする体制を整備します。途切れのない発達支援体制の構築に向けて、「C L Mと個別の指導計画」の改良に取り組むとともに、研修や普及啓発事業等を実施し、幼稚園・認定こども園・保育所への導入をさらに促進します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。